

西宮市総合福祉センター 体育施設（個人）利用案内

*一般（健常者）の方は 一般（健常者）用 の利用案内を参照してください。

使用施設	身体障害者福祉センター（本館 1階） プール ・ トレーニング室 ・ 体育室		
使用者の範囲	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		
使用時間	・午前 9:00～12:00 ・午後 1:00～5:00 ・夜間 5:30～9:00 *水曜日・日曜日及び休日は午後5時まで		
休館日	・毎月第3日曜日 ・年末年始（12月29日～1月3日）		
休業日	・木曜日 ・休日の翌日 ・その他、体育施設清掃・器具点検日 *行事等で個人使用ができない場合もありますので、必ず毎月の体育施設予定表で確認してください。		
使用料	西宮市に居住・在勤・在学・在園の障害者の方及びその介護者一人は無料です。左記以外の方は、使用料が必要です。		
利用証の発行	西宮市に居住・在勤・在学・在園の障害のある方が継続して個人使用する場合は、「体育施設（個人）利用証」を発行しますので、「体育施設（個人）利用証」発行申請書に必要事項を記入し、手帳又は証明書を呈示のうえ申請してください。		
使用申請	上記使用時間内に「体育施設（個人）利用証」又は障害者手帳等を呈示のうえ、「体育施設（個人）使用許可申請書」（青色）を提出してください。		
使用上の注意	プ ー ル	ト レ ー ニ ン グ 室	体 育 室
	<p>ア. 受付で「体育施設（個人）使用許可書」と利用札（水色）の入った袋を受け取り、プールサイドの受付に出してください。</p> <p>イ. 水泳帽を必ず着用してください。</p> <p>ウ. 小学3年生以下のこどもには保護者が必要です。保護者1人につきこども2人までの使用になります。</p> <p>エ. 介護用更衣室の必要な方は申し出てください。</p>	<p>ア. 受付で「体育施設（個人）使用許可書」と利用札（緑色）の入った袋を受け取り、トレーニング室の受付に出してください。使用后、利用札をセンター受付に返却してください。</p> <p>イ. 室内用運動靴を必ず持参してください。</p> <p>ウ. 中学生以下の方は使用できません。</p> <p>エ. 使用者・介護者以外の入室はご遠慮ください。</p>	<p>ア. 受付で利用札（白色）を受け取り体育室入り口左手の札かけに掛けてください。使用后、利用札をセンター受付に返却してください。</p> <p>イ. 室内用運動靴を必ず持参してください。</p> <p>ウ. 小学3年生以下のこどもには保護者が必要です。保護者1人につき、こども2人までの使用になります。</p>
酒気を帯びての使用（運動）は危険ですので固くお断りします。また体調の良くない時の使用（運動）はご遠慮ください。			

使 用 料

個人使用	午前・午後・夜間 各1回につき	付 属 設 備（品名）	単 位	使用料（1回につき）	体 育 用 品	100円（1回につき）
プ ー ル	250円（150円）	体 育 用 具	バスケットボール用具	1組	400円	・ラケット類 ・ボール類 ・フライングディスク ・ポッチャ ・スポーツ用車いす ・ゲートボール ・グラウンドゴルフ ・フラフープ ・輪投げ ・ボウリング ・玉入れ ・マット類 ・コーン
ト レ ー ニ ン グ 室	200円		バレーボール用具	1組	200円	
体 育 室	200円（120円）		バドミントン用具	1面（1組）	100円	
備考	（ ）は小人（3才～中学）の使用料		卓 球 用 具	1台（1組）	100円	
			テ ニ ス 用 具	1組	300円	